

Q. なぜ重加算税を課されたらダメなのですか？

税務調査において重要なのは「駆け引き＝交渉」です。何も税務署とモメることがいいわけではありません。税務調査が長引くのは誰でも嫌ですし、モメて得することがないのもまた事実ですから。

しかし、税務調査において譲れないポイントがあるとなれば、それは重加算税です。なぜなら、重加算税には3つの大きなデメリットがあるからです。

① 35%の重加算税

税務調査の結果として誤りが見つかり、修正申告になったとすれば、通常10%の加算税が課されます。これを過少申告加算税といいます。つまり、誤っていたのだから、罰則的な10%を追加的に払わなければならない、というわけです。

しかし、重加算税となると、10%ではなく「35%」の税率に上がります。つまり、重加算税だと追徴税額が25%増しになるのです。

② 延滞税

ここは気付いていない人が多いのですが、重加算税になると実は延滞税が一気に高くなります。

延滞税は税金の納付が遅れたという意味合いで、利子と同じ効力をもつものなのですが、実際は計算上1年分のみ課される（特例）ことになっています。

しかし、重加算税の場合はこの特例計算ができないため、延滞税が非常に高くなるのです。

③ 以後の税務調査に影響する

支払う追徴税額は①②を合わせた分だけ多くなるのですが、さらに、重加算税を課されると、それ以降税務調査に入れやすくなります。

これは税務署が、過去に重加算税を課した会社や個人事業主をマークしているからに他なりません。

重加算税を課されたということは、過去に税金を「わざと誤魔化していた」という事実の認定なのですから、当然といえば当然の顛末かもしれません。

税務調査が早く終わるからといって、安易に重加算税を受け入れるべきではない理由がおわかりいただけたかと思います。

このようなデメリットをきちんと知ったうえで、税務調査に臨む必要があるというわけです。